

吸収合併に関する事後備置書類

2022 年 7 月 1 日

株式会社ミライト・ワン
(旧名：株式会社ミライト・ホールディングス)

2022 年 7 月 1 日

株式会社ミライト・ワン

(旧名：株式会社ミライト・ホールディングス)

吸収合併に関する事後備置書類

当社は、2022 年 2 月 10 日付で株式会社ミライト及び株式会社ミライト・テクノロジーズとの間で締結した吸収合併契約に基づき、2022 年 7 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社ミライト及び株式会社ミライト・テクノロジーズを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本吸収合併」と言う。）を行いました。本吸収合併に関し、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める事項を以下の通り記載し、これを備え置きます。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2022 年 7 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、第 785 条及び第 787 条の規定並びに第 789 条の規定による手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求（第 784 条の 2）

吸収合併消滅会社の全株式を吸収合併存続会社が所有しており、該当事項はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求（第 785 条）

吸収合併消滅会社の全株式を吸収合併存続会社が所有しており、該当事項はありませんでした。

(3) 新株予約権買取請求（第 787 条）

吸収合併消滅会社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していなかったため、該当事項はありませんでした。

(4) 債権者の異議（第 789 条）

吸収合併消滅会社は、会社法第 789 条第 2 項の規定に基づき、2022 年 4 月 25 日付の官報へ合併公告を掲載するとともに、同日付で債権者への電子公告を行いました。が、異議申述期限までに、異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求（第 796 条の 2）、反対株主の株式買取請求（第 797 条）

本吸収合併は会社法第 796 条第 2 項に基づき吸収合併存続会社の株主総会の決議による承認を要しません。さらに、吸収合併存続会社は、第 797 条第 3 項および第 4 項の規定に基づき、2022 年 4 月 25 日付で電子公告を行いました。期限までに、一定数の株主から吸収合併に反対する旨の通知はありませんでした。

(2) 債権者の異議（第 799 条）

吸収合併存続会社は、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき、2022 年 4 月 25 日付の官報へ合併公告を掲載するとともに、同日付で電子公告を行いました。異議申述期限までに、異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収合併存続会社は、吸収合併消滅会社の資産、負債その他一切の権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項

別紙のとおりです。

6. 会社法 921 条の変更の登記をした日

2022 年 7 月 14 日登記（予定）

7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

別紙

会社法第 782 条第 1 項の規定により
吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面

- 株式会社ミライト

- ① 4 月 25 日『吸収合併に関する事前備置書類』

- ② 5 月 17 日『吸収合併に関する事前備置書類（変更）』

- 株式会社ミライト・テクノロジーズ

- ③ 4 月 25 日『吸収合併に関する事前備置書類』

- ④ 5 月 17 日『吸収合併に関する事前備置書類（変更）』

株式会社ミライト

①4月25日『吸収合併に関する事前備置書類』

別紙1 吸収合併契約の内容

別紙2 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併に関する事前備置書類

2022 年 4 月 25 日

株式会社ミライト

2022 年 4 月 25 日
株式会社ミライト

吸収合併に関する事前備置書類

当社は、2022 年 2 月 10 日付で株式会社ミライト・ホールディングス及び株式会社ミライト・テクノロジーとの間で締結した吸収合併契約に基づき、2022 年 7 月 1 日を効力発生日として、株式会社ミライト・ホールディングスを吸収合併存続会社、当社及び株式会社ミライト・テクノロジーを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本吸収合併」と言う。）を行うことといたしました。本吸収合併に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める事項を以下の通り記載し、これを備え置きます。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

吸収合併消滅会社で新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

（1）吸収合併存続会社について、最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

（2）吸収合併存続会社について、最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収合併存続会社について、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容該当事項はありません。

(4) 吸収合併消滅会社について、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併効力発生後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。したがって、本吸収合併後における吸収合併存続会社の債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

以上

別紙 1

吸収合併契約の内容



合併契約書

株式会社ミライト・ホールディングス（以下「甲」という。）、株式会社ミライト（以下「乙」という。）及び株式会社ミライト・テクノロジーズ（以下「丙」という。）は、甲が存続し、乙及び丙が解散する吸収合併（以下「本合併」という。）に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の形式）

第1条 甲、乙及び丙は合併し、甲は存続し、乙及び丙は消滅する。

（当事会社の商号及び住所）

第2条 甲、乙及び丙の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

吸収合併存続会社（甲） 商号 株式会社ミライト・ホールディングス

住所 東京都江東区豊洲五丁目6番36号

吸収合併消滅会社（乙） 商号 株式会社ミライト

住所 東京都江東区豊洲五丁目6番36号

吸収合併消滅会社（丙） 商号 株式会社ミライト・テクノロジーズ

住所 大阪府大阪市西区江戸堀三丁目3番15号

（効力発生日）

第3条 合併の効力発生日は、2022年7月1日とする。ただし、本合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲、乙及び丙が協議の上、これを変更することができる。

なお、2022年7月1日を効力発生日として予定している乙を吸収分割会社とし、株式会社ミライト情報システムを吸収分割承継会社とする吸収分割については、本合併に先んじて効力を生じるものとする。

（合併対価）

第4条 甲は、本合併に際し、株式その他金銭等の交付を行わない。

（会社財産の引継ぎ）

第5条 乙及び丙は、2022年3月31日現在の貸借対照表、財産目録その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生時点までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務その他の法律関係を効力発生日に甲に引き継ぐものとし、甲はこれを承継するものとする。

（業務の運営）

第6条 甲、乙及び丙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲、乙及び丙が協議の上これを行う。

(従業員)

第7条 甲は、効力発生日において、乙及び丙の従業員を甲の従業員として引続き雇用する。ただし、勤務年数については、乙及び丙における年数を通算する。

(合併条件の変更等)

第8条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲、乙又は丙の財産若しくは事業運営に重大な変動を生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約に定めのない事項)

第9条 本契約に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲、乙及び丙が協議の上、これを決定する。

本契約の締結を証するため、本契約書1通を作成し、甲が原本を、乙及び丙がそれぞれその写しを保有する。

2022年2月10日

甲 東京都江東区豊洲五丁目6番36号
株式会社ミライト・ホールディングス
代表取締役社長 中山 俊樹

乙 東京都江東区豊洲五丁目6番36号
株式会社ミライト
代表取締役社長 中山 俊樹

丙 大阪府大阪市西区江戸堀三丁目3番15号
株式会社ミライト・テクノロジーズ
代表取締役社長 遠竹 泰



別紙 2

吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

- 株式会社ミライト・ホールディングス

(添付書類)

事業報告 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

2020年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、厳しい状況で推移いたしました。今後につきましても、ワクチンの普及による感染症の収束が期待されているものの、変異ウイルスが広がりを見せるなど、先行き不透明な状況が継続することが懸念されております。

当社グループを取り巻く事業環境については、新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴い、活動自粛や工事部材の納入遅れなどにより、一部工事の進捗が遅れたほか、新規受注の獲得にも影響が生じました。しかしながら、中長期的には、第5世代移動通信システム（5G）の基地局整備計画が前倒しされるなど、5G関連サービス拡大への期待や、「新しい生活様式」のもと、オンライン授業やテレワークの浸透などに伴う新たなICTソリューションに対するニーズの高まり、さらには脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギー政策の推進が期待されております。

こうしたなか、当社グループは、「総合エンジニアリング&サービス会社」として人々の生活を支える社会インフラを構築するため、通信事業各社をはじめとするお客様と連携し、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じながら事業活動を継続するとともに、時差出勤、在宅勤務、オフィス分散など、当社グループ自身の働き方改革の進展と事業運営の効率化にも取り組んでまいりました。

NTT事業

設備運營業務の増加やテレワークの拡大などに伴うアクセス工事の増加、高度無線環境整備推進事業の受注獲得に取り組むとともに、ベンチマーク方式による利益率の改善や事務所統合などによる効率化を図りました。

マルチキャリア事業

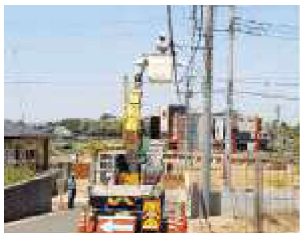
5Gの本格展開や楽天モバイル向け工事の受注獲得に取り組むとともに、固定通信設備とモバイル通信設備の工事・保守を複合的に行えるマルチスキル技術者を育成し、技術力・人材基盤の強化を推進いたしました。

環境・社会イノベーション事業

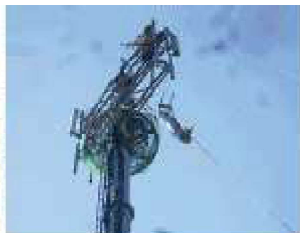
大型太陽光発電設備工事の減少により売上・受注は減少したものの、空調工事は増加いたしました。さらに、上下水道工事・土木工事のコスト競争力の強化を図ることを目的として、東海工営(株)と都建設(株)の合併(2021年4月1日実施)を決定いたしました。

ICTソリューション事業

国内LAN・Wi-Fi工事の増加や学校向けPC・サーバーやモバイル関連の工事部材等物販の増加などにより売上高の拡大を図りました。さらに、中長期的なグローバル事業拡大を目的として、シンガポールにおいて電気工事を営むYL Integrated Pte Ltd及び同社の子会社2社を連結子会社化するとともに、中国(上海市)を中心に通信タワーの建設及びシェアリングサービスの提供を営むShanghai Changling Communication Equipment Co.,Ltdを連結子会社化いたしました。



NTT事業



マルチキャリア事業



環境・社会
イノベーション事業



ICT
ソリューション事業

一方、当社及び連結子会社である(株)ミライト、(株)ミライト・テクノロジーズの3社の合併(目標:2022年度早期)に向けた検討を開始、さらには、(株)ミライトのグループ会社再編成にも取り組むなど、事業環境の変化に対応した事業構造の転換を加速しております。

また、株主還元の充実と経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の一環として、自己株式の取得(合計600万株、95億7千万円)を実施いたしました。

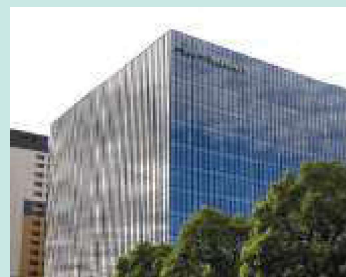
以上の結果、当期の連結業績につきましては、受注高は4,749億8千4百万円(前期比6.4%増)、売上高は4,637億4千4百万円(前期比5.1%増)、営業利益は301億2千9百万円(前期比37.0%増)、経常利益は317億3千9百万円(前期比36.8%増)となり、親会社株主に帰属する当期純利益については、政策保有株式の売却もあり、242億5百万円(前期比59.0%増)となりました。なお、営業利益率は6.5%、ROEは11.0%となりました。

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に 帰属する当期純利益
4,637億円	301億円	317億円	242億円
前期比 5.1%増	前期比 37.0%増	前期比 36.8%増	前期比 59.0%増

報告セグメント別の業績の概況は次のとおりです。

ミライトの業績

ミライトは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための緊急事態宣言発出に伴う活動自粛や感染対策に取り組むなか、5G関連工事や高度無線環境整備推進事業の案件受注、環境事業における空調工事等の増加やモバイル関連の工事部材等物販の増加により、受注高は2,296億6千4百万円(前期比6.2%増)、売上高は2,257億7千4百万円(前期比7.2%増)、営業利益は164億6千8百万円(前期比30.6%増)となりました。



ミライト・テクノロジーズの業績

ミライト・テクノロジーズは、高度無線環境整備推進事業の案件受注や携帯基地局工事の増加、電子棚札やGIGAスクール案件などの拡大に取り組んだものの、大型太陽光発電設備工事の減少もあり、受注高は1,175億2百万円(前期比1.7%減)、売上高は1,193億7千7百万円(前期比5.1%減)となりました。一方で、原価率改善に積極的取り組み、営業利益は49億3千7百万円(前期比24.5%増)となりました。



ラントロビジョンの業績

ラントロビジョンは、M&A等を活用した事業領域の拡大に取り組み、受注高は191億7千6百万円（前期比4.7%増）となったものの、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うロックダウン等の影響により、売上高は151億4千万円（前期比13.0%減）となりましたが、政府による雇用継続助成金等もあり、営業利益は6億5千6百万円（前期比72.3%増）となりました。



TTKの業績

TTKは、高度無線環境整備推進事業の案件受注、NCC系キャリア設備工事の増加、GIGAスクール案件等ICTソリューション事業の拡大により、受注高は386億6千1百万円（前期比6.2%増）、売上高は375億9千万円（前期比5.1%増）、営業利益は24億9千7百万円（前期比21.3%増）となりました。



ソルコムの子会社の業績

ソルコムは、高度無線環境整備推進事業の案件受注や設備運営業務の拡大に取り組むとともに、GIGAスクール案件や高速道路情報化工事、下水道管きょ更生工事等フロンティア事業の拡大により、受注高は462億9千1百万円（前期比11.1%増）、売上高は413億1百万円（前期比9.7%増）、営業利益は20億7千3百万円（前期比75.8%増）となりました。



四国通建の業績

四国通建は、NTT事業におけるコスト削減の取り組みに加え、携帯基地局工事の増加、GIGAスクール案件の大型受注などICTソリューション事業の拡大により、受注高は338億4千1百万円（前期比37.9%増）、売上高は342億8千6百万円（前期比42.1%増）、営業利益は34億5千3百万円（前期比95.4%増）となりました。



当社（持株会社）の業績

当社は、持株会社として、グループの経営戦略などの企画機能や、財務・IR・総務機能を担っていること等から、事業会社から経営管理料及び受取配当金を受領し、グループの経営管理や事業戦略の推進等を実施してまいりました。その結果、営業収益は139億2千8百万円（前期比63.0%増）、営業利益は121億6千7百万円（前期比81.0%増）となりました。



(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は105億7千1百万円であります。その主なものは、横浜・横須賀エリアの拠点統合に伴うものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、自己資金のほか金融機関からの借入金をもって充たしました。

なお、当社は、キャッシュ・マネジメント・システム（CMS）を導入し、グループ内資金を一元的に管理し、効率的に運営しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、5G関連サービス拡大への期待や、「新しい生活様式」のもと、オンライン授業やテレワークの浸透などに伴う新たなICTソリューションに対するニーズの高まり、さらには脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギー政策の推進などにより、今後も大きく変化していくことが予想されます。

このような環境のなか、当社グループは、当社及び連結子会社である(株)ミライト、(株)ミライト・テクノロジーズの3社の合併（目標：2022年度早期）に向けた検討を開始、さらに、(株)ミライトのグループ会社再編成に取り組むなど、事業環境の変化に対応した事業構造の転換を加速しております。さらに、IoT・5G、エネルギーマネジメント、スマートシティ、グローバルなど多くの新分野（フロンティア事業）を積極的に拡大する必要があります。

新型コロナウイルス感染症の収束時期が見通せない状況にあり、先行き不透明な状況が継続することが懸念されるものの、当社グループは、未来の社会インフラ（通信・エネルギー）を「創り・守る」、信頼あるグループであり続けるよう、新たな働き方も積極的に活用しながら、元気で生き活きとした企業グループづくり、企業価値の向上と持続的な成長を目指してまいります。

このような状況のもと、当社グループは次のような課題に取り組んでまいります。

①新分野（フロンティア事業）での事業領域拡大

- ・グループ間連携の強化などを通じた事業構造の転換加速
- ・市場環境の変化に対応したターゲットの厳選
- ・営業効率の向上による経営基盤の強化

②既存事業の生産性向上

- ・ベンチマーク方式による継続的な事業の効率化と統合シナジーの最大化
- ・業務効率化を目的とした事業横断的なマルチスキル化の推進
- ・業務プロセス見直し等各種施策による利益体質強化

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第 8 期 2018年 3 月期	第 9 期 2019年 3 月期	第10期 2020年 3 月期	第11期 2021年 3 月期 (当連結会計年度)
受注高 (百万円)	326,326	392,662	446,558	474,984
売上高 (百万円)	312,967	375,911	441,166	463,744
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	11,504	25,711	15,220	24,205
1 株当たり当期純利益 (円)	145.41	295.34	149.93	229.59
総資産額 (百万円)	234,489	331,462	352,134	358,751
純資産額 (百万円)	140,744	199,559	218,710	231,323
1 株当たり純資産 (円)	1,733.14	1,933.82	2,006.42	2,232.25

受注高 (百万円)



売上高 (百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



1株当たり当期純利益 (円)



総資産額 (百万円)



純資産額 (百万円)



- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。また、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 第7期より当社グループの役員を対象に業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」を導入しております。当該株式給付信託が所有する当社株式については、連結計算書類において自己株式として計上しております。1株当たり当期純利益を算定するための普通株式の期中平均株式数について、当該株式給付信託が所有する当社株式の数を控除しております。また、1株当たり純資産額を算定するために期末発行済株式総数から、当該株式給付信託が所有する当社株式の数を控除しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金（百万円）	出資比率（％）	主要な事業内容
■ 株式会社ミライト	5,610	100.0	情報通信エンジニアリング事業・電気設備工事業
■ 株式会社ミライト・テクノロジーズ	3,804	100.0	情報通信エンジニアリング事業・電気設備工事業
■ Lantrovision (S) Ltd	4,895	100.0	LAN配線等の設計・施工・保守・コンサルティング及び機器販売
■ 株式会社ＴＴＫ	2,847	100.0	情報通信エンジニアリング事業・電気設備工事業
■ 株式会社ソルコム	2,324	100.0	情報通信エンジニアリング事業・電気設備工事業
■ 四国通建株式会社	450	100.0	情報通信エンジニアリング事業・電気設備工事業

（注） 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社6社を含む79社であります。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住 所	帳簿価額の合計額 （百万円）	当社の総資産額 （百万円）
■ 株式会社ミライト	東京都江東区豊洲五丁目6番36号	46,106	166,364

(7) 主要な事業内容

当社グループは「総合エンジニアリング＆サービス会社」の実現を目指して、情報通信エンジニアリングを中心として以下のような事業活動を展開しております。

事業種別	内 容
NTT事業	● NTTグループの固定系通信設備の建設、保守・運用
マルチキャリア事業	● 移動系通信設備の建設、保守・運用 ● NCC向け固定系通信設備の建設、保守・運用 ● CATV設備、海外での通信キャリア向け設備の建設、保守
環境・社会 イノベーション事業	● 太陽光発電等エネルギー関連設備の設計、建設、保守・運用 ● 電気設備、空調設備の設計、建設、保守・運用 ● 電線地中化、上下水道設備等の土木工事
ICTソリューション事業	● 情報通信システムの設計、建設、保守・運用 ● ソフトウェアの開発、保守・運用 ● 情報機器、ネットワーク関連商品の販売

(8) 主要な営業所及び拠点

■ 株式会社ミライト・ホールディングス（当社）		東京都江東区豊洲五丁目6番36号
■ 株式会社ミライト（子会社）	本社	東京都江東区
	支店	北海道支店（札幌市）、東北支店（仙台市）、福島支店（郡山市）、栃木支店（栃木市）、茨城支店（つくば市）、千葉支店（千葉市）、神奈川支店（横浜市）、信越支店（長野市）、東海支店（名古屋市）、北陸支店（金沢市）、関西支店（大阪市）、京都支店（京都市）、兵庫支店（神戸市）、中国支店（広島市）、四国支店（高松市）、九州支店（福岡市）、沖縄支店（那覇市）
■ 株式会社ミライト・テクノロジーズ（子会社）	本社	大阪府大阪市
	支店	群馬支店（高崎市）、埼玉支店（さいたま市）、東京支店（東京都品川区）、名古屋支店（名古屋市）、京都支店（京都市）、関西支店（大阪市）、大阪支店（大阪市）、兵庫支店（神戸市）、奈良支店（橿原市）、和歌山支店（岩出市）、九州支店（福岡市）、沖縄支店（那覇市）、シンガポール支店（シンガポール共和国）
■ Lantrovision (S) Ltd（子会社）	本社	シンガポール共和国
■ 株式会社TTK（子会社）	本社	宮城県仙台市
	支店	宮城支店（仙台市）、岩手支店（矢巾町）、青森支店（青森市）、秋田支店（秋田市）、山形支店（山形市）、福島支店（福島市）、東京支店（東京都千代田区）
■ 株式会社ソルコム（子会社）	本社	広島県広島市
	支店	広島支店（広島市）、福山支店（福山市）、島根支店（松江市）、岡山支店（岡山市）、鳥取支店（鳥取市）、山口支店（山口市）、東京支店（東京都大田区）
■ 四国通建株式会社（子会社）	本社	愛媛県今治市
	支店	松山支店（松山市）、高松支店（高松市）、徳島支店（徳島市）、高知支店（高知市）

(注) 1. 株式会社ミライトは2020年7月1日付で西日本支店から関西支店へ名称変更いたしました。
2. 株式会社ミライト・テクノロジーズは2021年2月22日付で東京支店を江東区から品川区へ移転いたしました。

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数（名）
■ ミライト	5,236
■ ミライト・テクノロジーズ	3,036
■ ラントロビジョン	1,290
■ T T K	1,079
■ ソルコム	1,491
■ 四国通建	644
■ 当社	106
合 計	12,882

（注）従業員数は、就業人員数であります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
106名	6名増	42.1歳	16.9年

（注）従業員数は、主として当社の連結子会社からの出向者で構成され、平均勤続年数の算定にあたっては、当該会社の勤続年数を通算しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 330,000,000株
(2) 発行済株式の総数 108,325,329株
(3) 株主数 24,956名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	10,936	10.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	9,557	9.38
住友電気工業株式会社	3,668	3.60
GOVERNMENT OF NORWAY	2,504	2.46
住友電設株式会社	2,488	2.44
ミライト・ホールディングス従業員持株会	1,930	1.90
株式会社日本カストディ銀行（信託口5）	1,443	1.42
株式会社日本カストディ銀行（信託口9）	1,385	1.36
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,317	1.29
株式会社みずほ銀行	1,300	1.28

（注） 1. 持株比率は、自己株式（6,482,718株）を控除して計算しております。
2. 持株数は千株未満を切り捨て、持株比率は小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	中山 俊樹		株式会社ミライト 代表取締役社長
取 締 役	山本 康裕	総務人事部長 兼エムズ・ブレインセンタ 総務人事サポート部長	株式会社ミライト 取締役
取 締 役	遠竹 泰		株式会社ミライト・テクノロジーズ 代表取締役社長
取 締 役	塚本 雅一	財務部長 兼エムズ・ブレインセンタ所長 兼同財務サポート部長	
取 締 役	青山 幸二	経営戦略部長	株式会社ミライト 取締役
取 締 役	平原 敏行		株式会社ソルコム 代表取締役社長
取 締 役	五十嵐 克彦		株式会社TTK 代表取締役社長
取 締 役	馬場 千晴 社外 独立		東北電力株式会社 社外取締役 監査等委員 株式会社りそなホールディングス 社外取締役 監査委員会委員長
取 締 役	山本 眞弓 社外 独立		銀座新明和法律事務所 弁護士 森永乳業株式会社 社外監査役
取締役相談役	鈴木 正俊		株式会社ミライト 取締役相談役
常 勤 監 査 役	桐山 学		
常 勤 監 査 役	関 裕 社外 独立		
監 査 役	細川 雅由		株式会社ミライト・テクノロジーズ 常勤監査役
監 査 役	勝丸 千晶 社外 独立 (石川 千晶)		税理士法人石川オフィス会計 代表社員 穴吹興産株式会社 社外監査役

- (注) 1. 2020年6月24日開催の第10回定時株主総会において、青山幸二、五十嵐克彦、山本眞弓の3氏が新たに取締役に選任され就任いたしました。
2. 取締役馬場千晴、山本眞弓の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 常勤監査役関裕氏及び監査役勝丸千晶氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役桐山学氏は、当社内の財務部で経理経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役勝丸千晶氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

退任時の会社 における地位	氏 名	退任日	退任時の担当及び重要な兼職の状況
代表取締役副社長	高 嶋 宏一	2020年6月24日付 任期满了	株式会社ミライト・テクノロジーズ 代表取締役社長
取 締 役	原 隆一	2020年6月24日付 任期满了	経営戦略部長
取 締 役	土 肥 幹夫	2020年6月24日付 任期满了	株式会社TTK 代表取締役社長
取 締 役	海老沼 英次	2020年6月24日付 任期满了	田辺総合法律事務所 パートナー 楽天銀行株式会社 社外取締役 虎の門病院 臨床研究審査委員会委員 シンバイオ製薬株式会社 社外監査役 東光電気工事株式会社 社外監査役

6. 当事業年度中に取締役の地位・担当及び重要な兼職の状況が次のとおり変更されました。

氏 名	年月日	変更前	変更後
中山 俊樹	2020年6月24日付	代表取締役副社長兼株式会社ミライト 代表取締役社長	代表取締役社長兼株式会社ミライト 代 表取締役社長
山本 康裕	2020年6月18日付	取締役総務人事部長兼エムズ・ブレ インセンタ総務人事サポート部長	取締役総務人事部長兼エムズ・ブレ インセンタ総務人事サポート部長兼株式 会社ミライト 取締役
遠 竹 泰	2020年6月18日付	取締役新ビジネス推進室長兼株式会 社ミライト 取締役兼株式会社ミライト・ テクノロジーズ 取締役	取締役新ビジネス推進室長兼株式会 社ミライト・テクノロジーズ 取締役
	2020年6月19日付	取締役新ビジネス推進室長兼株式会 社ミライト・テクノロジーズ 取締役	取締役新ビジネス推進室長兼株式会 社ミライト・テクノロジーズ 代表取締役 社長
	2020年6月24日付	取締役新ビジネス推進室長兼株式会 社ミライト・テクノロジーズ 代表取締役 社長	取締役兼株式会社ミライト・テクノ ロジーズ 代表取締役社長
鈴木 正俊	2020年6月18日付	代表取締役社長兼株式会社ミライト 取 締役会長	代表取締役社長兼株式会社ミライト 取 締役相談役
	2020年6月24日付	代表取締役社長兼株式会社ミライト 取 締役相談役	取締役相談役兼株式会社ミライト 取締 役相談役

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等を除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容に関する基本方針

①基本方針

取締役の報酬については、取締役会の承認を経た上で株主総会でその総額（限度額）を定め、個別の取締役報酬は各役位の役割と責任に応じた報酬体系とする。

また、取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針については、客観性・透明性の向上を目的に、取締役会の諮問機関として独立社外取締役2名と代表取締役社長で構成される「指名・報酬委員会」（委員長は独立社外取締役）において、審議した結果を取締役会に答申し、その答申を踏まえて取締役会で決定する。

監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、月例の基本報酬のみを支払うこととする。

②基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

取締役の個人別の報酬については、取締役会の承認を経た上で株主総会でその総額（限度額）を定め、個別の取締役（社外取締役を除く）の基本報酬は、各役位の役割と責任に応じて定めた年俸を15で除した額を月例の固定報酬とする。

月例の固定報酬の3か月分を標準賞与（但し、③で記す業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」に充当する30%を差し引いた残額）とし、当社の前年度の業績および当期の業績見通し、従業員特別手当の支給状況等を総合的に勘案し、支給月数は変動することがあり、指名・報酬委員会へ諮問することを前提に、代表取締役社長が決定する。

標準賞与については、年に1回夏季に支払う。

固定報酬と変動報酬の割合は、概ね前者を8割（12/15）、後者を2割（3/15）とする。

③業績連動報酬ならびに非金銭報酬の内容および額または数の算定の方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬ならびに非金銭報酬については、役員の報酬と当社業績および株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績ならびに企業価値の向上への貢献意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」を導入し、3事業年度ごとの期間に必要となる株式を本信託が先行して取得するための資金として、当社取締役分74百万円を上限として株式信託に拠出し、1事業年度あたりに付与する当社株式は、28,000株相当を上限とする（平成28年6月28日開催第6回定時株主総会決議）。

業績連動報酬に係る指標は、グループ会社の業績並びに企業価値の向上への貢献意識を高める上で分かりやすい指標として、当社連結営業利益およびROEを選択し、「役員株式給付規程」に基づき、月例報酬3か月分の30%を充当して設定した基準ポイントをもとに、当社連結営業利益およびROEに応じた業績連動係数を乗じて計算される数のポイントを付与し、退任時に1ポイント1株の株式を給付する。

④金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

金銭報酬の額、業績連動報酬等の割合については、取締役（社外取締役を除く）の各役位の役割と責任に応じて定めた年俸のうち、固定報酬が概ね 8 割、変動報酬が概ね 2 割とし、変動報酬のうち非金銭報酬である業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」を 30% とする。

月例報酬 (固定報酬)	変動報酬	業績連動報酬 (非金銭報酬)
80%	20%	6%

(注) インサイダー取引規制等を考慮して、経営者意識および株主価値向上への共通目標意識を高めるため、全取締役（社外取締役を除く）に対して役員持株会へ月例報酬の10%以上拠出することを要請しており、実質的には、固定報酬72%、変動報酬が28%、非金銭報酬（株式報酬）が14%となっている。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬の決定については、取締役会の決議に基づき、株主総会で決議した総額の範囲内で、指名・報酬委員会に諮問することを前提に、代表取締役社長中山俊樹氏に決定を一任する。

一任された代表取締役社長は、取締役会で決議した取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針に基づき、個人別報酬案を作成し、指名・報酬委員会に諮問し、その了承を得て決定する。

⑥当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）	
			基本報酬	業績連動報酬等 (非金銭報酬)
取締役 (うち社外取締役)	14名 (3名)	129 (14)	105 (14)	24 (-)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	49 (25)	49 (25)	- (-)
合 計 (うち社外役員)	18名 (5名)	178 (39)	154 (39)	24 (-)

(注) 1. 取締役及び監査役の報酬等の総額は、2011年6月28日開催の第1回定時株主総会において取締役の報酬等を年額3億円以内(うち、社外取締役の報酬等を年額3千万円以内)、監査役の報酬等を年額7千万円以内、また、取締役の報酬等には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものと決議いただいております。
2. 上記の取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与を含む）は含まれておりません。
3. 上記の取締役及び監査役の支給人員及び支給額には、当事業年度中に退任した取締役3名を含んでおります。
4. 上記の取締役の支給額には、業績連動型株式報酬による当該事業年度の費用計上を含んでおります。
なお、本制度につきましては、2016年6月28日開催の第6回定時株主総会において1.に記載の報酬等の総額とは別枠で決議いただいております。

⑦社外役員が当社子会社から受けた役員報酬等の額

該当事項はありません。

⑧業績連動報酬及び非金銭報酬等に関する事項

役員の報酬と当社業績および株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績ならびに企業価値の向上への貢献意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」を導入しております。

業績連動報酬に係る指標は、グループ会社の業績並びに企業価値の向上への貢献意識を高める上で分かりやすい指標として、当社連結営業利益およびROEを選択し、「役員株式給付規程」に基づき、月例報酬3か月分の30%を充当して設定した基準ポイントをもとに、当社連結営業利益およびROEに応じた業績連動係数を乗じて計算される数のポイントを付与し、退任時に1ポイント1株の株式を給付する制度としております。

なお、当事業年度当初事業計画上の連結営業利益目標は、220億円であり、実績は301億2千9百万円となり、ROEの実績は11.0%となりました。

⑨取締役および監査役の報酬についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役および監査役の金銭報酬の額は、2011年6月28日開催の第1回定時株主総会において取締役の報酬等を年額3億円以内（うち、社外取締役の報酬等を年額3千万円以内）、監査役の報酬等を年額7千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）、監査役4名（うち社外監査役2名）です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2016年6月28日開催の第6回定時株主総会において、業績連動型株式報酬の額を3事業年度で当社取締役分（社外取締役は除く）74百万円、各事業年度に付与する当社株式は、28,000株相当を上限と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は6名です。

⑩取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

(ア) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という）については、指名・報酬委員会に諮問し、妥当であるとの意見を受け、2021年3月1日開催の取締役会において決定方針を決議しました。

(イ) 決定方針の内容の概要

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容に関する基本方針のとおりです。

(ウ) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬の決定に当たっては、取締役会決議の取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針に基づき作成した個人別報酬について、取締役会の諮問機関として独立社外取締役2名と代表取締役社長で構成される指名・報酬委員会へ諮問し、その了承を得たものであることから、当該方針に沿うものであると判断しております。

⑪取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2020年6月24日開催の取締役会決議に基づき、株主総会で決議した総額の範囲内で、指名・報酬委員会に諮問することを前提に、各取締役の基本報酬の額および各年度の業績を踏まえた賞与の額の決定を代表取締役社長の中山俊樹氏に一任する旨の決議をしています。これらの権限を一任した理由は、当社全体の事業を俯瞰しつつ各取締役の担当業務遂行の評価を行うことについては、代表取締役社長が最も適任であると考えられるためです。

⑫当事業年度において取締役及び監査役に交付した株式の総数

区分	人員	退任役員への 交付株式の総数	人員	現役員への付与 ポイントの総数
取締役 (うち社外取締役)	2名 (-)	13,828株 (-)	7名 (-)	18,528ポイント (-)
監査役 (うち社外監査役)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
合計 (うち社外役員)	2名 (-)	13,828株 (-)	7名 (-)	18,528ポイント (-)

(注) 1. 業績連動型株式報酬制度によるものであります。

2. 上記付与ポイントは、同制度により、退任時に1ポイントを1株として株式を交付します。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 馬場千晴氏は、東北電力株式会社の社外取締役監査等委員及び株式会社りそなホールディングスの社外取締役監査委員会委員長を兼任しておりますが、当社とこれらの法人等との間に重要な取引等の関係はありません。
- ・取締役 山本眞弓氏は、銀座新明和法律事務所の弁護士及び森永乳業株式会社の社外監査役を兼任しておりますが、当社とこれらの法人等との間に重要な取引等の関係はありません。
- ・監査役 勝丸千晶（石川千晶）氏は、税理士法人石川オフィス会計の代表社員及び穴吹興産株式会社の社外監査役を兼任しておりますが、当社とこれらの法人等との間に重要な取引等の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況ならびに社外取締役に果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	馬場 千晴	取締役会17回及び委員長として指名・報酬委員会6回全てに出席しており、他社役員の経験及び知見に基づき、適宜質問をし、グループ全体のガバナンス体制、内部統制等に関する発言を行う等、必要に応じ社外の立場から経営全般にわたり意見を述べております。
社外取締役	山本 眞弓	就任後開催の取締役会13回及び指名・報酬委員会4回全てに出席しており、弁護士としての経験及び知見に基づき、適宜質問をし、事業に関する法的リスクマネジメント等に関して発言を行う等、必要に応じ社外の立場から経営全般にわたり意見を述べております。
社外監査役	関 裕	取締役会17回全てに出席しており、他社役員の経験及び知見に基づき、適宜質問をし、必要に応じ社外の立場から経営全般にわたり意見を述べております。また、監査役会11回全てに出席しており、職務の分担に従い実施した監査について報告するとともに他の監査役が行った監査等について適宜質問をし、必要に応じ社外の立場から発言しております。
社外監査役	勝丸 千晶 (石川 千晶)	取締役会17回全てに出席しており、公認会計士としての経験及び知見に基づき、適宜質問をし、必要に応じ社外の立場から経営全般にわたり意見を述べております。また、監査役会11回全てに出席しており、職務の分担に従い実施した監査について報告するとともに他の監査役が行った監査等について適宜質問をし、必要に応じ社外の立場から発言しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	41 百万円
・当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	161 百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人より説明を受けた当事業年度の会計監査計画における監査日数や人員配置などの内容、会計監査人の監査の遂行状況の相当性の判断を始めとした前事業年度の監査実績の検証と評価、報酬の前提となる見積の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できないため、上表の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である「収益認識に関する会計基準適用支援業務」に対し1百万円を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定内容の議案を株主総会に提出することとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他 当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容は次のとおりであり、継続的に改善・向上に努めております。

①当社及びその子会社から成る企業集団の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(ア) 当社は、当社及びその子会社から成る企業集団（以下、企業集団という）全体の役員、従業員を含めた行動規範としての行動指針を定め企業集団の全ての役員、従業員に周知し、その行動を規律する。

また、取締役に関しては、「取締役会規程」等により、その適切な運営を確保するとともに、意思疎通を円滑化し、相互の業務執行を監視するほか、重要な事項に関しては、外部専門家（顧問弁護士等）の意見、助言を受ける等により、法令・定款違反行為の未然防止及び経営機能に対する監督強化を図る。

なお、取締役が他の取締役による法令・定款違反に疑義のある事実を発見した場合は、速やかに監査役会及び取締役会に報告し、違反行為の未然防止又はその是正を図る。

- (イ) 当社は、企業倫理憲章等において、反社会的勢力とは、断固として対決し、毅然とした態度で対応することを掲げ、関係排除に取り組むものとする。
- (ウ) 代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、企業集団各社が推進者等を配置し、コンプライアンス意識の浸透・維持・確立を図る。
- (エ) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及び関連する法令を遵守して、整備・評価・是正を行うことにより適正な内部統制システムを構築する。
- (オ) 企業集団各社は、より風通しの良い企業風土の醸成を期し、企業ヘルプライン（申告・相談窓口）を開設し、適切な情報伝達の整備・運用を図る。
- (カ) 法令等遵守体制の整備・運用状況に係る有効性評価のモニタリング等を強化するため、内部監査部門を拡充し、適切な監査業務を確保する。その評価結果については、社長及び監査役等へ報告する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (ア) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理は、適正かつ効率的な業務運営に資することを基本とし、以下の取り組みを行う。
 - (a) 文書（電磁的記録を含む。以下「文書」という。）及びその他の情報の保存・管理について必要事項を定めた、「文書取扱規程」、「情報セキュリティ管理規程」等を制定する。
 - (b) 文書の保存（保管）期間は、法令に別段の定めのない限り、「文書取扱規程」に各文書の種類毎に定める。
- (イ) 文書等について、取締役又は監査役から閲覧要請があった場合、速やかに当該文書等を提出する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (ア) リスクマネジメントの基本的事項を定め適正かつ効率的な業務運営を行うため「リスク管理規程」を制定する。
- (イ) 代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制の実効性を確保する。
- (ウ) 業務監査室は、リスク管理体制の整備・運用状況に係る有効性評価のモニタリング等を実施する。その評価結果については、社長及び監査役等へ報告する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (ア) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則、毎月1回定期的に開催し、特に法令又は定款に定める事項の他、経営に関する重要事項について関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に則り、審議の決定及び報告を行う。
- (イ) 取締役への業務委嘱については、組織の構成と業務範囲等を定めた「組織・業務分掌規程」及び責任・権限等を定めた「責任規程」等の社内規程に基づき、適切な責任分担による組織運営の徹底、効率的な業務運営を図る。
- (ウ) 取締役会において、独立した立場にある社外取締役の職務執行等が効率的に行われるようにし、他の取締役の職務執行に対する監視機能の強化を図る。

⑤企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、企業集団の会社間の取引については法令に従い適切に行うことはもとより、企業集団が適正な事業運営を行い、その成長・発展に資するため、以下の取り組みを行う。

- (a) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告体制整備
- (b) 子会社の損失の危険の管理体制、危険発生時における当社への連絡体制の整備
- (c) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制整備
- (d) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制整備

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から要請された場合は、監査役補助者を配置することとする。

⑦前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役補助者を配置する場合は、補助者の任命、解任、人事異動等の人事面等に関する規程を定め、その独立性を確保する。

⑧前⑥号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役補助者を配置する場合、監査役補助者を、監査役の指揮命令下に置くものとする。

⑨当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- (ア) 当社の取締役及び使用人は、企業集団の業務又は業績に影響を与える重要な事項及び法令で定める事項等について事実把握等の都度、監査役へ速やかに報告する。
- (イ) 前（ア）に拘らず、監査役は必要に応じ、いつでも取締役等に対して報告を求めることができる。

⑩子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- (ア) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、各社の業務又は業績に影響を与える重要な事項及び法令で定める事項等について事実把握等の都度、当社の監査役へ速やかに報告する。
- (イ) 前（ア）に拘らず、当社の監査役は必要に応じ、いつでも子会社の取締役等に対して報告を求めることができる。

⑪前⑨号及び⑩号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前⑨号及び⑩号により報告をした者が、報告をしたことを理由として、何ら不利な取扱いを受けないことを確保する。

⑫監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生じた費用及び債務については、当社が適正に支払処理を行う。

⑬その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

- (ア) 監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧するほか、必要により説明を求めた場合は、取締役等は速やかに対応する。
- (イ) 監査役は、会社の重要な意思決定プロセス及び業務の執行状況を把握するため、主要な会議へ出席する。
- (ウ) 監査役は、代表取締役社長、会計監査人、内部監査部門と定期的、随時に意見及び情報交換を行い、意思疎通を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、前記の体制に則った運用を実施しており、当事業年度における主な取り組みは次のとおりです。

①職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための取り組みの状況

従来より、企業文化を形成するための基礎である「経営の基本理念」「行動指針」と合わせ、企業倫理に関する基本方針と具体的行動指針をまとめた「企業倫理憲章」を「ミライトWAY」として体系化し、企業集団の全役員、全従業員に周知しております。

また、「コンプライアンス規程」により当社のコンプライアンス推進活動に関わる基本的事項を定めるとともに、全役員、全従業員を対象として、コンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の向上に取り組んでおります。

「コンプライアンス委員会」においては、企業集団内の個別課題について審議するとともにコンプライアンス推進活動の進捗状況を管理しており、当事業年度は2回開催しています。

また、内部監査部門によるモニタリングを実施し、コンプライアンス推進活動の実効性を確認しております。

②損失の危険の管理に関する取り組みの状況

「リスク管理規程」により、企業集団としてリスク管理についての基本方針及び推進体制を定めるとともに、リスク管理計画に基づき、様々なリスクに対する的確に対応しております。

「リスク管理委員会」においては、リスク管理状況及び企業集団内の個別課題について審議することとしており、当事業年度は2回開催しています。

また、内部監査部門によるモニタリングを実施し、リスク管理の実効性を確認しております。

③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取り組みの状況

取締役会は「取締役会規程」に基づき毎月1回の他、必要に応じて随時開催しており、当事業年度は17回開催しています。

また、取締役会においては、社内規程に基づき取締役会に付議すべき事案はすべて審議され、各事案について活発な意見交換がなされるとともに、四半期毎に各取締役の職務執行状況についても報告されております。

なお、取締役会の実効性評価も継続的に実施し、その機能の向上を図っております。

また、コーポレートガバナンス・コードを踏まえ、指名・報酬に関わる客観性を向上させるため、取締役会のもとに任意の諮問委員会である「指名・報酬委員会」を設置しており、当事業年度は6回開催しています。

独立社外取締役は代表取締役とのミーティングを定期的 to 実施し、取締役の職務執行に対する監視機能を強化しております。

④企業集団における業務の適正を確保するための取り組みの状況

「子会社管理規程」等により、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備を図るとともに、その運用状況の報告を受けております。また、内部監査部門によるモニタリングを実施しております。

なお、企業集団全体に大きな影響を及ぼす重要な案件については子会社から報告、協議を受けてその管理を行うとともに企業集団として必要な取り組みを行っております。

また、企業集団における内部通報制度を整備し、問題が生じた場合の直接把握と早期対処を図るとともに、「コンプライアンス委員会」に報告しております。

⑤内部監査の取り組みの状況

内部監査部門は内部監査計画に基づき、企業集団の全組織、全子会社を対象として内部監査を実施し、業務の適正性についてモニタリングしております。また、その結果については取締役会等に報告しております。

⑥監査役の監査が実効的に行われることを確保する取り組みの状況

監査役は、稟議書等を常時閲覧するほか、取締役会及び各種委員会等に出席し、会社の重要な意思決定プロセス及び業務の執行状況を把握しております。また、監査役と代表取締役社長、会計監査人等が意見交換を行うことにより意思疎通を図り、監査役の監査が実効的に行われることを確保しております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数については表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	233,494
現金預金	44,764
受取手形	1,458
完成工事未収入金	126,862
売掛金	19,283
未成工事支出金等	30,789
前払費用	1,166
未収入金	2,307
リース投資資産	5,460
その他	1,428
貸倒引当金	△26
固定資産	125,256
有形固定資産	86,655
建物及び構築物	58,190
機械、運搬具及び工具器具備品	17,946
土地	32,891
リース資産	7,466
建設仮勘定	5,602
減価償却累計額	△35,442
無形固定資産	7,549
顧客関連資産	2,523
のれん	3,094
ソフトウェア	1,620
その他	311
投資その他の資産	31,052
投資有価証券	22,562
退職給付に係る資産	2,988
繰延税金資産	2,504
敷金及び保証金	1,425
その他	1,798
貸倒引当金	△227
資産合計	358,751

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	103,018
支払手形	2,507
工事未払金	60,705
短期借入金	186
未払金	4,076
未払法人税等	8,086
未成工事受入金	3,150
リース債務	3,347
工事損失引当金	1,299
賞与引当金	8,023
役員賞与引当金	101
完成工事補償引当金	10
その他	11,523
固定負債	24,409
長期未払金	1,324
リース債務	6,592
繰延税金負債	1,139
再評価に係る繰延税金負債	41
役員退職慰労引当金	122
株式報酬引当金	310
退職給付に係る負債	13,974
資産除去債務	189
その他	714
負債合計	127,428
純資産の部	
株主資本	220,922
資本金	7,000
資本剰余金	69,571
利益剰余金	155,239
自己株式	△10,888
その他の包括利益累計額	5,466
その他の有価証券評価差額金	4,660
土地再評価差額金	△98
為替換算調整勘定	△1,126
退職給付に係る調整累計額	2,031
非支配株主持分	4,934
純資産合計	231,323
負債・純資産合計	358,751

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

連結損益計算書 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
完成工事高		463,744
完成工事原価		402,953
完成工事総利益		60,790
販売費及び一般管理費		30,661
営業利益		30,129
営業外収益		
受取利息	50	
受取配当金	971	
保険解約返戻金	132	
為替差益	344	
その他	501	2,001
営業外費用		
支払利息	48	
貸倒引当金繰入額	45	
持分法による投資損失	164	
その他	132	390
経常利益		31,739
特別利益		
固定資産売却益	20	
投資有価証券売却益	4,642	
退職金制度改定益	271	
その他	4	4,938
特別損失		
固定資産売却損	2	
固定資産除却損	185	
投資有価証券売却損	5	
投資有価証券評価損	55	
減損損失	117	
事業再編費用	4	
その他	64	436
税金等調整前当期純利益		36,242
法人税、住民税及び事業税	13,479	
法人税等調整額	△1,765	11,713
当期純利益		24,528
非支配株主に帰属する当期純利益		322
親会社株主に帰属する当期純利益		24,205

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	34,149
現金預金	19,481
短期貸付金	5,407
未収入金	9,245
その他	15
固定資産	132,214
有形固定資産	26
建物	20
工具、器具及び備品	5
無形固定資産	8
ソフトウェア	8
投資その他の資産	132,180
関係会社株式	121,579
長期貸付金	10,505
繰延税金資産	42
その他	54
資産合計	166,364

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	54,411
未払金	134
未払費用	145
未払法人税等	4,914
未払消費税等	20
預り金	49,141
その他	55
固定負債	31
株式報酬引当金	31
負債合計	54,443
純資産の部	
株主資本	111,920
資本金	7,000
資本剰余金	98,963
資本準備金	2,000
その他資本剰余金	96,963
利益剰余金	16,845
その他利益剰余金	16,845
繰越利益剰余金	16,845
自己株式	△10,888
純資産合計	111,920
負債・純資産合計	166,364

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

損益計算書 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		
経営管理料	1,630	
関係会社受取配当金	12,298	13,928
営業費用		
一般管理費		1,760
営業利益		12,167
営業外収益		
受取利息	137	
未払配当金除斥益	5	
その他	10	153
営業外費用		
支払利息	13	
その他	0	14
経常利益		12,307
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税引前当期純利益		12,306
法人税、住民税及び事業税	25	
法人税等調整額	3	28
当期純利益		12,278

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

株式会社ミライト・ホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長崎 康行 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	春山 直輝 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村 孝平 印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミライト・ホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミライト・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

株式会社ミライト・ホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長崎 康行 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 春山 直輝 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中村 孝平 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミライト・ホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に則って、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線またはインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

株式会社ミライト・ホールディングス 監査役会

常勤監査役	桐山 学 ㊞
常勤監査役（社外監査役）	関 裕 ㊞
監査役	細川 雅由 ㊞
監査役（社外監査役）	石川 千晶 ㊞

以上

株主総会会場 ご案内図

会 場 株式会社ミライト・ホールディングス 7階会議室
〒135-8111 東京都江東区豊洲五丁目6番36号
(豊洲プライムスクエア内)



交通のご案内

- 東京メトロ 有楽町線 豊洲駅6a出口から徒歩約3分
- ゆりかもめ線 豊洲駅から徒歩約3分

(注) 駐車場及び駐輪場の用意はいたしておりませんので、お車等でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 ミライト・ホールディングス

電話：03-6807-3111 (代表) URL：https://www.mirait.co.jp/



環境保全のため、
植物性インキを使用し
ています。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。